

「地域包括ケアシステムの強化のための
介護保険法等の一部を改正する法律」に
伴う基準条例の制定・改正について

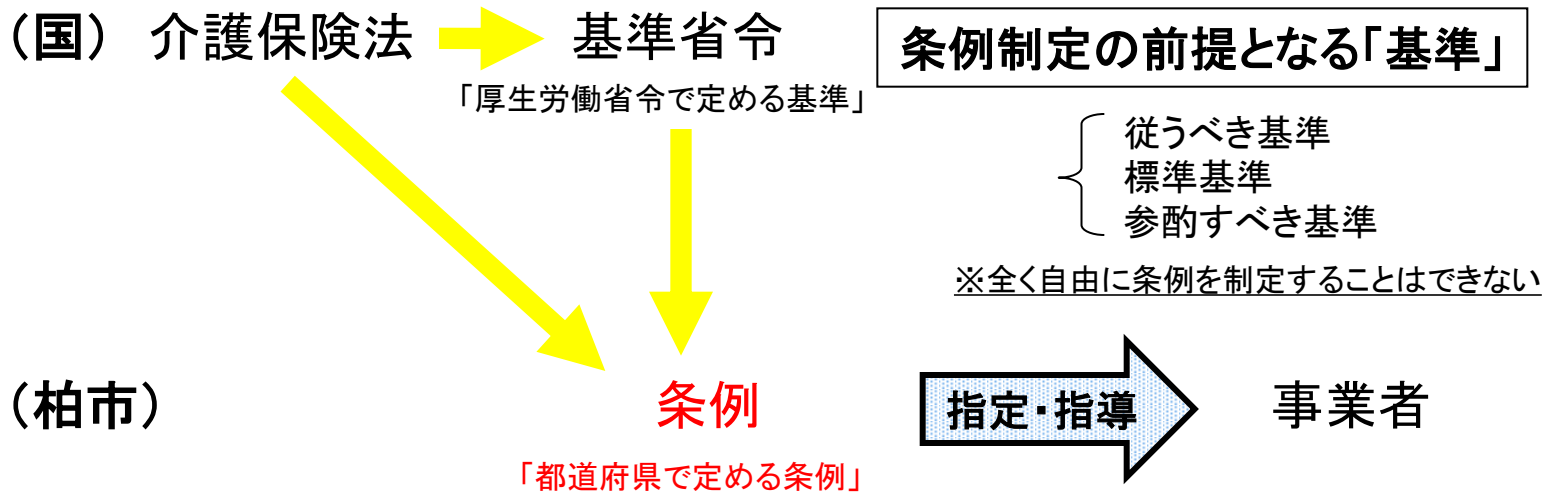
柏市保健福祉部
法人指導課

地域包括ケアシステムの強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律

平成29年法律第52号(平成29年6月2日公布・順次施行)

介護保険法ほか、関連する複数の法律を一括して改正

→介護保険法が委任する「基準省令」「条例」についても、施行に伴い改正が必要に



介護保険法の改正により、 平成30年度から創設されるサービス等

• 「介護医療院」の創設

➤ 定義

長期療養が必要な要介護者に対して、医学的な管理の下に必要な医療及び日常生活上の世話を行う介護保険施設

※旧来の「**介護療養型医療施設**」に代わる施設として創設

➤ 開設許可・管理

厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を得た者が開設し、都道府県知事の承認を得た医師に管理させる

➤ 人員、設備及び運営に関する要件

厚生労働省令で定めるもののほかは、**都道府県(中核市を含む)の条例**で定めることとする

• 「共生型居宅サービス事業者等」に係る特例の創設

➤ 定義

障害福祉サービス事業所等の指定を受けている者から介護保険法の居宅サービス事業所等(訪問介護、通所介護など)の指定申請があった場合に適用する基準を、通常指定申請における基準と別途定めることを可能とする特例

➤ 「別途定める基準」について

都道府県又は市町村の条例で定めることとする

柏市における条例制定・改正の考え方

- 基本的に「国の基準どおり」、一部で「柏市独自基準」設定
 - **介護医療院**については...
全く新しい施設のため、**新しい条例の制定**が必要
 - **共生型居宅サービス事業者等の特例**については...
既存のサービスについての特例の創設のため、当該サービスに係る**既存の条例の一部改正**で対応
- 「柏市独自基準」の3類型
 - 日常生活の継続(入所等サービス)
 - 認知症対策(認知症特化型サービス)
 - 安心・適正化(運営基準)

介護医療院、共生型サービスでも
既存のサービスと同様の適用を予定